

実務研究

日本税務会計学会
平成18年12月 月次研究会



田中 宏志 [麹町]

中小企業の事業承継の現状と今後の対策

—事業承継協議会中間報告を踏まえて—

はじめに

「事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。」

これは、平成19年度税制改正大綱の検討事項に盛り込まれたものである。中小企業は言うまでもなく日本経済の礎であって、企業数で全体の9割以上、雇用については約7割を占めている。高齢化社会の進展のな

① 中小企業の事業承継の実態

昭和30年代から40年代にかけての高度成長期において数多くの法人が設立され、現在、その創業オーナーの年齢が60才以上の法人数は120万社あると言われ、中小企業（資本金1億円未満の法人）全体の43・3%（2002年）に及んでいる。戦後の創業オーナ

昭和30年代から40年代にかけての高度成長期において数多くの法人が設立され、現在、その創業オーナーの年齢が60才以上の法人数は120万社あると言われ、中小企業（資本金1億円未満の法人）全体の43・3%（2002年）に及んでいる。戦後の創業オーナ

十分している法人は約20%にとどまっているのが現状である（三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱「事業承継アンケート調査」2005年12月）。

また、現在事業承継を理由に廃業している企業は約7万社あると言われており、それにより失われる雇用は20〜35万人にのぼるとされている。

② 事業承継をめぐる最近の動向

前述した中小企業の事業承継の実態を踏まえて、中小企業庁は平成17年4月、その後に相次いで出された報告書のたたき台ともいえる「事業承継関連法制等研究会中間報告を発表した。

これを受けて「事業承継協議会」が同年10月に発足し、より具体的な事業承継の円滑化に向けての検討作業に入った。

そして翌平成18年6月、事業承継協議会は、3つの検討委員会より、それぞれ次の報告書を提出している。

（1）事業承継ガイドライン
（2）事業承継関連相続法制検討委員会中間報告
（3）事業承継関連連立会社法制等検討委員会中間報告

さらに同年10月には、事業承継将来像検討委員会中間報告が同委員会より提出された。

また、これを受けて平成19年2月8日、事業承継協議会は、新たに「事業承継法制検討委員会」と「相続関連事業承継法制等検討委員会」を設置し、自民党小委員会と平行して実務的観点から検討を行うこととしている。

③ 事業承継の円滑化に向けての具体的な取り組み

（1）税制面での措置
事業承継税制については、昭和58年に創設された「小規模宅地特例」をはじめ

めとして以下にあげる制度が設けられている（制度の内容については紙面の都合上割愛する）。

- ① 小規模宅地特例（措法69条の4）
- ② 自社株式等の相続税の課税価格の特例（措法69条の5）
- ③ 相続株式を自社に売却した場合の相続人株主の課税の特例（措法9条の7）
- ④ 相続時精算課税制度（相法21条の9〜21条の18）

● 信託税制の整備
また、信託を使った新たな遺贈の方式として前記「事業承継ガイドライン」では、「後継ぎ遺贈型受益者連続の信託」の活用が紹介されている。改正信託法が平成18年12月8日に成立し、信託制度の自由度が高まったことを受けて、新たな類型の信託に対応する税制の整備がはかられた。

（2）法務面での措置
① 会社法の活用
平成18年5月1日、改正会社法が施行された。今日の会社法の改正のなかで、事業承継にかかわる改正項目として、ア、種類株式の種類の増加と議決権制限株式の発行総数制限の撤廃、イ、相続人等に対する自社の売却請求の規定の創設等があげられる。

今後の事業承継の局面での活用が期待される。また、平成19年度の税制改正のなかで、今後その活用が特に期待される3種類の種類株式（配当優先の無議決権株式、社債類似株式、拒否権付株式）についての評価方法が明確にされた（詳細については割愛）。

- ・ 受贈者がその会社の発行済株式総数の50%超を所有し、かつ、議決権の50%超を有していること
- ・ 受贈者がその会社の代表者として経営に従事していること
- ウ・その他所要の要件を満たすこと

● 任意後見制度の活用
事業承継対策には法律行為を伴うことが数多くあり、将来経営者の判断能力が低下した場合、法律行為ができなくなる可能性がある。

本稿では、中小企業の事業承継の現状とその具体的な取り組みについて、その一部を紹介したものである。従来税理士の行う事業承継対策といえは、相続税の節税対策として考えがちであったが、御紹介した事業承継協議会中間報告を読む

と、そのことはむしろ副次的なことであって、もっと広い視野から見た様々な対策があることを思い知らされた。中小企業経営者にとって最も身近な存在である税理士の事業承継問題にかかわる期待と役割は大きい。

おわりに

いづれにしても、事業承継の円滑化のためには、法人の債務の圧縮や債務保証の軽減のための金融機関との交渉が不可欠となる。なお、会計参与制度を導入することで、経営者保証を免除させる取り組みを始めた金融機関も登場している。